

菊川市の人事行政の運営等の状況について

菊川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成21年菊川市条例第45号)第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業に関する状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 11 公平委員会の業務の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

【市役所】

(1-1) 職員の採用の状況(平成30年4月1日) (単位:人)

大学卒	短大卒	高校卒	計
17	0	2	19

(2-1) 職員の退職の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位:人)

定年退職	応募認定退職	自己都合退職等	計
6	0	10	16

【菊川病院】

(1-2) 職員の採用の状況(平成30年4月1日) (単位:人)

大学卒	短大卒	高校卒	計
9	5	0	14

(2-2) 職員の退職の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位:人)

定年退職	応募認定退職	自己都合退職等	計
2	0	18	20

(3) 職員数の状況

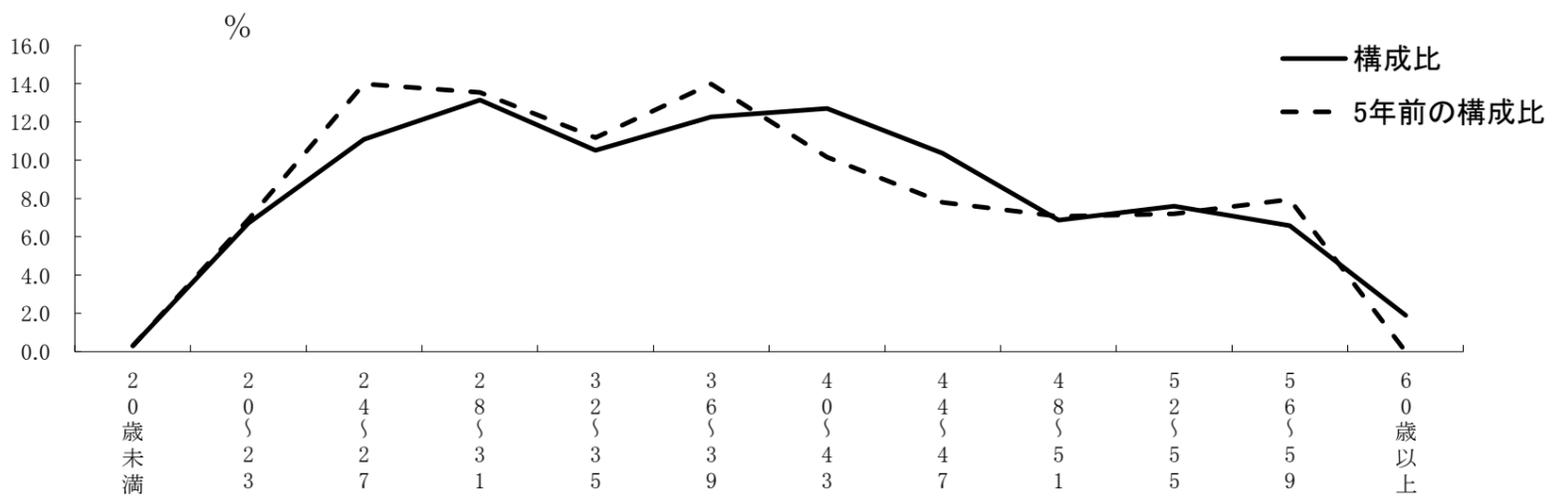
① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年度	平成29年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	育休取得職員の増による 派遣職員の増による 業務量の増による 派遣職員の受入による 欠員不補充による 欠員不補充による
		総務	88	84	4	
		税務	24	23	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	17	16	1	
		商工	6	7	△1	
		土木	30	30	0	
		民生	27	29	△2	
		衛生	22	23	△1	
	小計	218	216	2	<参考> 人口一人当たり職員数 45.46 人 類似団体の人口一人当たり職員数 73.57 人	
特別行政部門	教育	62	60	2	業務量の増による	
	消防	63	62	1	新規採用の増による	
	小計	125	122	3		
計		343	338	5	<参考> 人口一人当たり職員数 71.53 人 類似団体の人口一人当たり職員数 97.21 人	
公営企業等	会計部門	病院	304	298	6	業務内容充実による
		水道	8	8	0	
		下水道	8	8	0	
		その他	22	23	△1	欠員不補充による
	小計	342	337	5		
合計		685 [765]	675 [765]	10	<参考> 人口一人当たり職員数 142.84 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は条例定数の合計です。
 3 類似団体の人口一人当たり職員数については、平成29年4月1日現在の数値です。

② 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	46人	76人	90人	72人	84人	87人	71人	47人	52人	45人	13人	685人

③ 職員数の推移

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門	216	217	221	218	216	218	2 (△0.5%)
教育	59	63	59	58	60	62	3 (△3.2%)
消防	62	62	61	62	62	63	1 (△1.6%)
普通会計計	337	342	341	338	338	343	6 (△1.2%)
公営企業等会計計	344	340	332	343	337	342	△2 (△1.2%)
総合計	681	682	673	681	675	685	4 (△1.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 27年以降は教育長を含んでいません。

2 職員の人事評価の状況

区 分	概 要
評価回数	年1回 (評価基準日:2月1日) 対象期間:4月1日～3月31日
対象者	全職員 (勤務期間が短い職員等を除く。)
目的	・職員の勤務の成績を統一的かつ客観的に評価し、その評価を基に職員の人材育成(能力開発)及び活用を図る。 ・公正な人事(処遇)により、職員が意欲を持ちより高い能力を発揮する職場環境の構築を図る。(組織力の向上)
評価方法	「業績評価」、「能力・態度評価」の2区分について、基礎評価者、1次評価者、2次評価者が客観的かつ公正な評価を行う。

3 職員の給与の状況

【3-1 総括】

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成28年度の人件費率
29年度	人 47,970	千円 18,842,823	千円 452,762	千円 2,705,849	14.4%	14.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

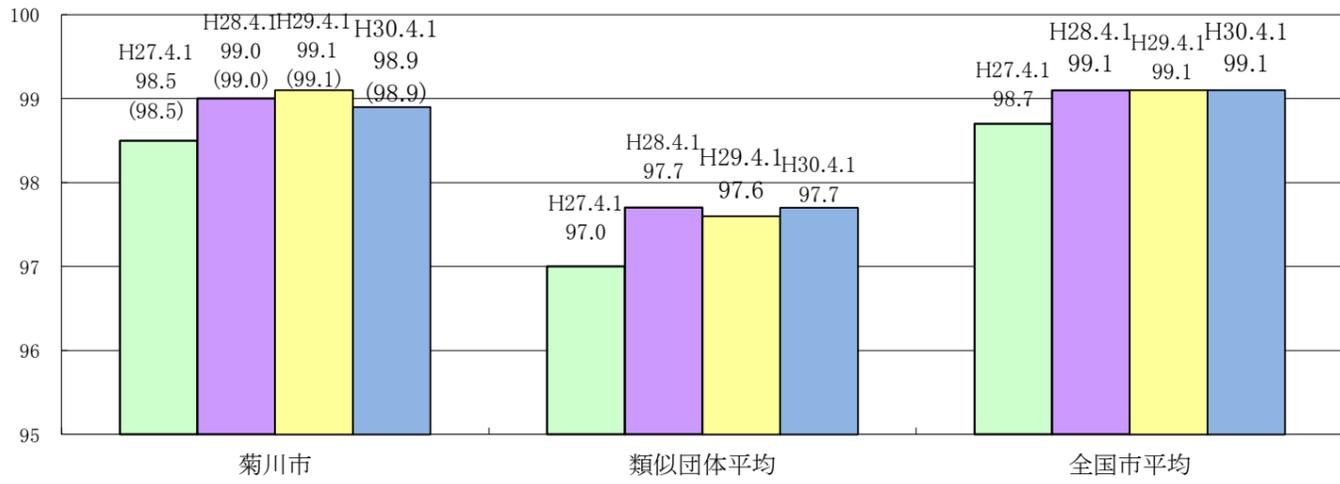
区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	うち期末・勤勉手当		
29年度	人 338	千円 1,204,403	千円 695,473	千円 478,670	千円 1,899,876	円 5,620,935

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

3 普通会計とは、一般会計に特別会計の一部を合算したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

- 行政職給料表(1)、医療職給料表(2)及び(3)について、国の見直し内容を踏まえて引下げ。(平成27年4月1日実施)
- 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

【3-2 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
菊川市	40.9 歳	308,682 円	358,154 円	331,327 円
静岡県	42.5 歳	333,251 円	430,193 円	371,483 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	42.3 歳	315,422 円	365,207 円	340,148 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)
菊川市	49.7歳	3人	331,533円	357,654円	344,867円
静岡県	54.4歳	172人	319,686円	368,017円	342,162円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円
類似団体	51.2歳	15人	306,698円	330,092円	319,159円

- (注) 1 「平均給料月額」は平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
- 3 一般行政職とは、幼稚園教諭、保健師、医療職、消防職、企業職(水道)、技能労務職(給食調理員など)などを除く事務職です。
- 4 類似団体の平均については、平成30年4月1日現在の数値です。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分	区分	菊川市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	189,311 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	154,363 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	152,019 円	— 円
	中学卒	— 円	139,079 円	— 円

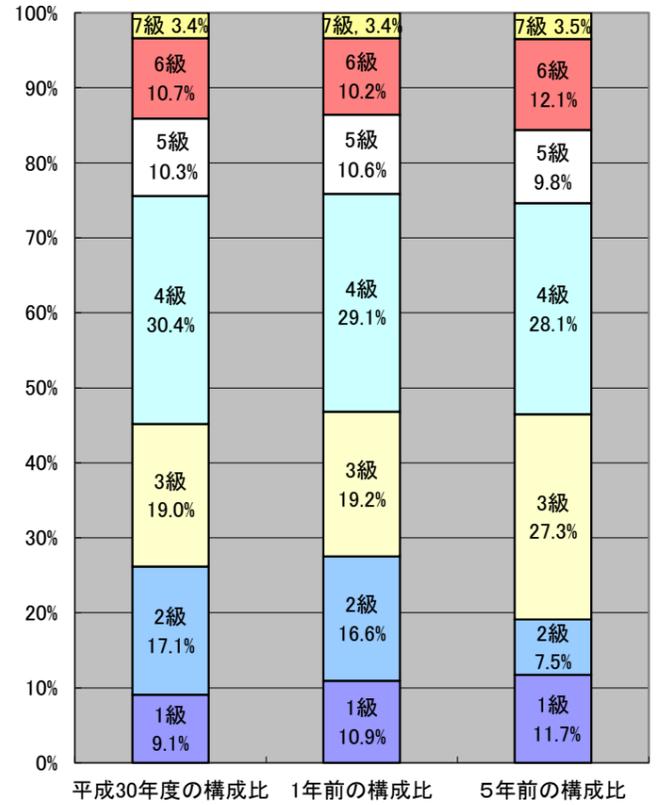
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,050 円	354,120 円	389,200 円	402,800 円
	高校卒	- 円	327,100 円	354,800 円	370,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	324,400 円

【3-3 一般行政職の級別職員数等の状況】

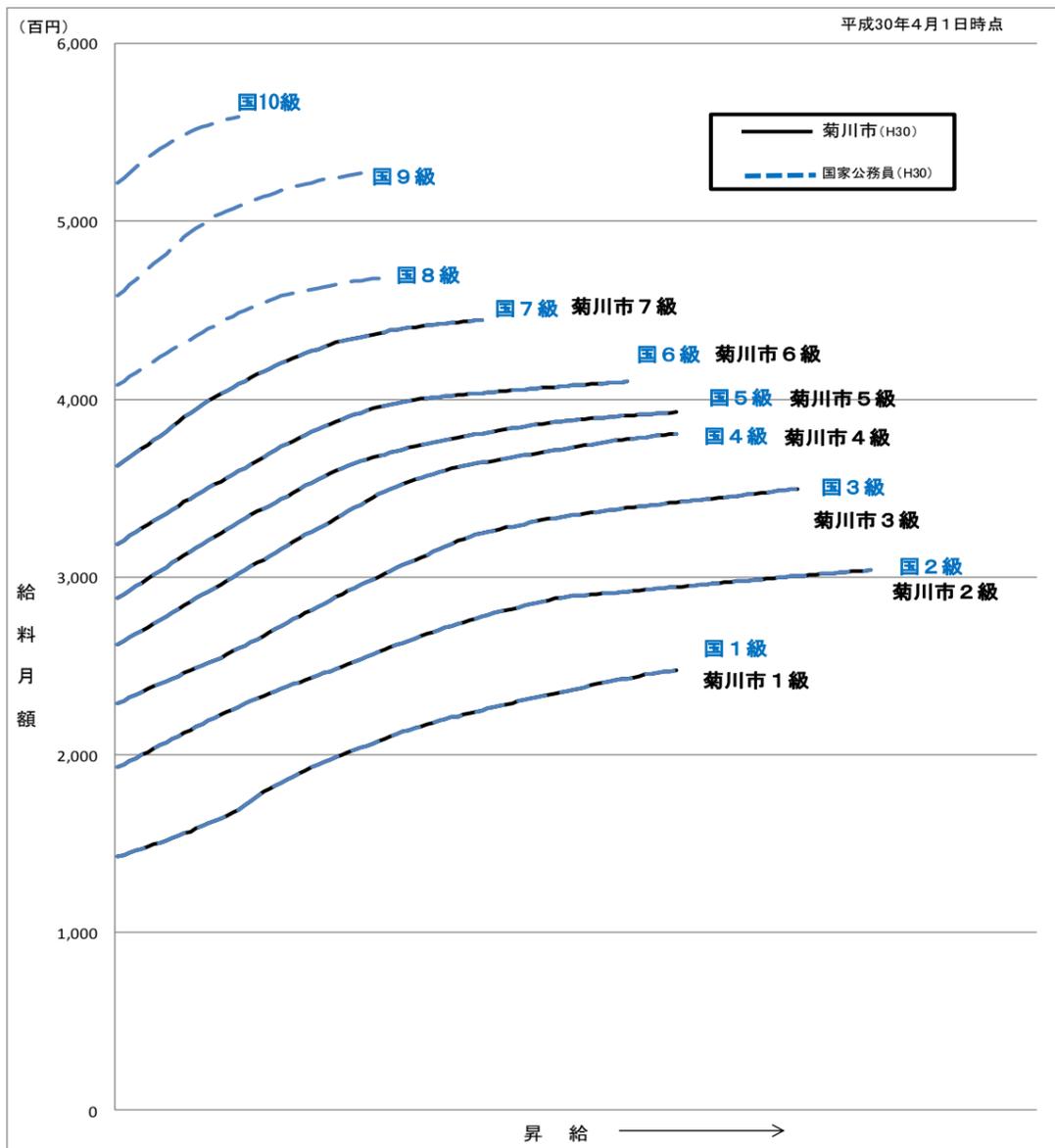
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	1号給の給料月額	最高号給の給料月額	職員数	構成比
7級	部長、事務部長、議事事務局長	362,300 円	444,500 円	9 人	3.4 %
6級	課長、局長、館長、室長	318,500 円	409,800 円	28 人	10.7 %
5級	主幹	288,000 円	392,600 円	27 人	10.3 %
4級	係長、主任主査	262,000 円	380,600 円	80 人	30.4 %
3級	主査	228,900 円	349,600 円	50 人	19.0 %
2級	主事	192,700 円	303,800 円	45 人	17.1 %
1級	主事	142,600 円	247,100 円	24 人	9.1 %
計				263 人	100 %



- (注) 1 菊川市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	菊川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○		
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【3-4 職員の手当の状況】

(1) 期末手当・勤勉手当

菊川市	静岡県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,395 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,651 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60 月分 1.80 月分 (1.45 月分)(0.85 月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45 月分)(0.85 月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45 月分)(0.85 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成30年度中における運用	菊川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

菊川市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	役職加算 定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	役職加算 定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	10,203千円	20,363千円		(2%~45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

① 一般職・消防職に係る特殊勤務手当

区 分		全 職 員	
支給実績(平成29年度普通会計決算)		6,210 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度普通会計決算)		117,177 円	
普通会計関係職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		15.5 %	
手当の種類(医療職に係る手当を除く。)		4種類	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃業務従事者手当	廃棄物の収集、焼却、埋立作業に従事した職員	0千円	1回につき500円
感染症防疫業務手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員 感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	0千円	1回につき650円
夜間特殊業務手当	深夜の正規の勤務時間において、業務に従事した職員	4,038千円	1回につき800円
緊急出動手当	火災等及び救急救助の災害現場において、業務に従事した職員	2,172千円	消防活動に従事した機関員 1回につき520円
			消防活動に従事した隊員 1回につき400円
			救急業務に従事した救急救命士 1回につき520円
			救急業務に従事した隊員 1回につき330円
			救助活動に従事した職員 1回につき520円

② 医療職に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	市立病院に勤務し、診療、検診、若しくは患者に接する業務に従事した医師、技師の職員	104,223千円	医師 職位による 技師 2,500円【月額】
看護手当	市立病院に勤務し、看護又は患者に接する業務に従事した看護師、准看護師の職員	4,817千円	看護師 2,500円【月額】 准看護師 500円【月額】
準夜勤務手当 深夜勤務手当	深夜の一部、又は全部を含む正規の勤務時間に、看護等の業務に従事した職員	40,474千円	1回につき3,500円(割増加算あり)
能率手当	市立病院に常時勤務し、診療業務に従事して業務の能率をあげた職員	52,532千円	【医師】 入院、外来収入調定額の100分の2.5以内で管理者が別に定める基準により算定した額 【医師以外の職員】 入院、外来収入調定額の1000分の2.5以内で管理者が別に定める基準により算定した額
検診・出動手当	健診、講師派遣、予防接種、読影等の業務に従事した職員	9,380千円	業務の内容、従事した時間による

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度普通会計決算)	82,762 千円
職員1人当たり平均支給年額	276,796 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績の決算年度と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)です。

(5) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度普通会計決算)	平均支給年額 (平成29年度普通会計決算)
管理職手当	部長級 77,400円	異	支給額	30,681千円	748,317円
	課長級 60,000円	異	支給額		
扶養手当	配偶者:6,500円	同	-	37,172千円	230,882円
	子:10,000円				
	父母等:6,500円				
	配偶者なしの場合の1人(子):10,000円				
	配偶者なしの場合の1人(父母等):6,500円				
	特定期間の加算:5,000円				
住居手当	借家:27,000円(限度額)	同	-	17,451千円	252,913円
通勤手当	交通機関利用:実費	同	-	24,309千円	87,129円
	交通用具利用	同	-		
	片道 ~ 5km: 2,000円				
	// 5~10km: 4,200円				
	// 10~15km: 7,100円				
	// 15~20km: 10,000円				
	// 20~25km: 12,900円				
	// 25~30km: 15,800円				
	// 30~35km: 18,700円				
	// 35~40km: 21,600円				
	// 40~45km: 24,400円				
	// 45~50km: 26,200円				
	// 50~55km: 28,000円				
	// 55~60km: 29,800円				
	// 60km~ :31,600円				
単身赴任手当	定額 30,000円 (赴任地からの距離 片道60km以上) 赴任地までの距離に応じて加算額あり	同	-	360千円	360,000円
宿日直手当	日額 5,000円	異	支給額	1,235千円	9,286円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が週休日や平日深夜等に勤務した場合 部長級 6,000円 (4,000円) 課長級 3,000円 (2,000円) ※()内は平日深夜の場合	異	支給額	264千円	10,154円

【3-5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)】

区 分		給 料 月 額 等		
		菊川市	類似団体における最高/最低額	
給料	市長	830,000円	1,010,000円	440,000円
	副市長	660,000円	800,000円	552,000円
報酬	議長	395,000円	500,000円	315,000円
	副議長	320,000円	450,000円	265,000円
	議員	300,000円	420,000円	249,000円
期末手当	市長・副市長	(平成29年度支給割合) 4.35 月分		
	議長・副議長・議員	(平成29年度支給割合) 3.45 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職年×支給率500/100	(1期の手当額) 16,600千円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職年×支給率300/100	7,920千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
類似団体の平均については、平成29年4月1日現在の数値です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

始業時刻	終業時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8:15	17:00	12:00～13:00	7時間45分	38時間45分

(注) 勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

年次有給休暇は、1年ごとに20日与えられ、20日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
7867日	1775日	201人	8.8日	22.6%

(注) 各日数は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの全期間に在職した市長部局の一般職の合計です。

(3) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、連続する6月の範囲内で取得することができます。なお、介護休暇期間中は無給となります。

平成29年度取得者	0人
-----------	----

(4) 病気休暇・特別休暇の概要(平成30年4月1日現在)

病気休暇・特別休暇の種類と期間は次の表のとおりです。休暇によって1日、又は1時間を単位として取得することができます。

休暇の理由		期間
病気休暇	公務上、通勤による負傷、疾病の場合	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	結核性疾患の場合	1年を超えない範囲において医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	上記以外の負傷、疾病の場合	90日を超えない範囲内において医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	社会に貢献する活動を行う場合(ボランティア休暇)	1年で5日の範囲内の期間
	結婚の場合	連続する5日の範囲内の期間
	産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回、それぞれ30分以内
	配偶者が出産する場合	2日の範囲内の期間
	配偶者の出産に伴い子の養育を行う場合	産前産後の期間内で5日の範囲内の期間
	小学校就学前の子を看護する場合	1年で5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
	要介護者を介護する場合	1年で5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
	忌引の場合	7日の範囲内でそれぞれ定める期間
	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
	夏季休暇	7月から9月までの期間内において原則連続する3日の範囲内期間
	災害により滅失した住居の復旧作業等の場合	必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等により通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	生理日において勤務することが困難な場合	2日の範囲内でその都度必要と認められる期間
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑により母体又は胎児に影響を受ける場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で、必要な時間
	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が健康診査等を受ける場合	1回につき必要な時間
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	必要な期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症予防上必要な措置	必要と認められる期間	

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度として勤務しないことができる制度です。なお、育児休業期間中は無給となります。

平成29年度当初取得者	平成29年度途中取得者	平成29年度途中復帰者	平成29年度末取得者
23人 (15)	17人 (10)	17人 (16)	21人 (7)

(注) ()内の数字は、全体の該当者のうち病院職員の該当者数を表しています。

② 育児短時間勤務

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき3時間55分(週19時間35分)の勤務時間等の形態で勤務できる制度です。なお、育児短時間勤務中の給料月額額は勤務形態に応じた額となります。

平成29年度取得者
1人

③ 部分休業

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間を超えない範囲内)です。なお、部分休業により勤務しなかった時間の給料月額等については、減額となります。

平成29年度取得者
2人 (0)

(注) ()内の数字は、全体の該当者のうち病院職員の該当者数を表しています。

6 職員の分限及び懲戒処分(医療職を含む)の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障など、その職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行う、不利益な身分上の処分として、免職、休職、降任、及び降給があります。

平成29年度処分者数			
免職	休職	降任	降給
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合等、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の秩序を維持するために行う制裁的処分として、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成29年度処分者数			
免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	2人

7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課せられています。

【職務専念義務の免除】

免除の対象となる主な場合

- ① 研修を受ける場合
- ② 健康診断を受ける場合
- ③ 地方公務員法第55条第8項に基づき、適法な交渉を行う場合
- ④ 職員がその職務の遂行上必要な試験を受検する場合
- ⑤ 消防団員に任命された者が火災等災害に出動した場合 など

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正が行われ、平成28年度から営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけ等が禁止されることとなったことに伴い、「菊川市職員の退職管理に関する条例」及び「菊川市職員の退職管理に関する規則」を制定し、関係規定に基づき、適正な退職管理を実施している。

9 職員の研修の状況

- (1) 派遣研修
静岡県、(公財)静岡県市町村振興協会、静岡県建設技術監理センターなど各種研修機関への派遣
- (2) 職場研修
ア 委託研修
階層別研修、専門研修などの開催
イ 自主研修
職場内の講師による新規採用職員研修、新規採用予定者研修などの開催
管理・監督者が日常業務を通じて行う職場研修など
- (3) 広域合同研修
御前崎市、牧之原市との3市合同による階層別研修、専門研修などの開催
- (4) 自己啓発
通信教育講座の活用 など

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

本市では、地方公務員法で地方公共団体に義務付けられている福利厚生制度を実施しています。
また、共済組合は静岡県市町村職員共済組合に加入しています。

区 分		内 容
共済組合	短期給付	職員や被扶養者が病気やけがをしたとき、死亡したとき、出産したときなどに必要な給付を行います。一般の健康保険制度等に相当する制度です。 ○保険給付:療養の給付、出産費、埋葬料など ○休業給付:傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金など ○災害給付:災害見舞金など
	長期給付	職員が退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したときに職員や遺族の生活の支えとして必要な給付を行います。一般の厚生年金等に相当する制度です。 ○退職共済年金:原則65歳から支給 ○障害共済年金・一時金:職員が在職中の病気やけがで障害の状態になったとき ○遺族共済年金:職員が死亡した時、遺族に支給
		○保健事業:健康診断助成、保養宿泊施設など ○貸付事業:普通貸付、住宅貸付など ○貯金事業
職員互助会		(名称) 菊川市職員互助会 職員の会費により給付事業等を実施(会費:給料月額1.5/1,000) 市補助金と職員の会費により福利厚生事業を実施(市補助金:福利厚生事業実績額の1/2相当額)
主な給付事業	弔慰金及び供物料	会員が死亡した場合 250,000円及び花環/会員の配偶者120,000円及び花環 父母(同居・喪主)60,000円及び花環/父母(不同居・実親)20,000円 祖父母(同居)20,000円 など
	結婚祝金	会員が結婚する場合 50,000円/会員の子が結婚する場合10,000円
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産した場合 10,000円
	病気見舞金	会員が傷病等により入院3日又は自宅療養連続10日を要する場合 10,000円 配偶者、父母・子(同居)が傷病等により入院3日又は自宅療養連続10日を要する場合 7,000円 など
	災害見舞金	会員が災害により住居・家財等を消失した場合 5,000円～300,000円
	退職記念品	勤続年数により 3,000円～30,000円相当の記念品及び花束を贈呈
	表彰費	勤続年数が30年に達した職員に対し記念品を贈呈
福利厚生事業	インフルエンザ予防接種助成事業、メンタルヘルス対策事業 など	

(2) 公務災害の認定状況

職員が公務や通勤途上で負傷、障害、死亡等の災害を受けた場合に、公務災害補償制度により、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員災害補償法によって定められています。

平成29年度認定状況	2件
------------	----

11 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、次のような事務を処理しています。

- ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ③職員の苦情を処理すること。

業務の種別	件数(平成29年度)
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益な処分についての不服申立ての状況	0件
職員の苦情処理の状況	0件